

年金は高齢社会の必需品

老齢基礎年金の支給が開始される65歳の平均余命は男性で約17年、女性で約22年となっています。ますます長くなる老後の生活に年金はなくてはならない存在です。

○老齢基礎年金
月額（満額） 67,016円
(二級) 83,775円

○障害基礎年金
月額（満額） 67,016円
(二級) 83,775円

○遺族基礎年金
月額（子一人） 86,300円
持の18歳未満のお子さんの数により加算されます。

*障害・遺族基礎年金額は、生計維持の18歳未満のお子さんの数により加算されます。
付加年金
国民年金には、独自の給付として付加年金制度があります。

人工透析患者、特定疾患患者の皆様へ

市では、人工透析および特定疾患者の方に歳末見舞金を支給しています。該当の方は、下記日程で申請を受付いたします。

人工透析患者の方は、身体障害者手帳と印鑑を、また特定疾患者の方は、仙南保健所から発行された医療費受給者証と印鑑をご持参ください。

提出されない場合は支給対象となりませんので、忘れずに申請ください。

●受付場所
市役所第2会議室（2階）
□ 福祉事務所総務係
☎ 22-1400

●受付日時
10月21日(月)・22日(火)
9時～16時30分

10月は「労働保険適用促進月間」です

労働保険は、労働者が安心して働く職場づくりと安定した事業経営に欠かせないもので、国が直接管掌する保険制度です。

労働者を一人でも雇用する事業主は必ず加入しなければなりません。手続きについては労働保険事務組合への委託や社会保険労務士に依頼すると便利です。詳しくは、最寄りの労働基準監督署または職業安定所（ハローワーク）まで。

障害者生活支援事業を開始します

「福祉サービスを受けたい」「外出したい」「相談にのってほしい」

このような身体障害者とその家族の方々の日常生活の悩みや、希望していることを、専門の担当者が、相談を受けながら生活のお手伝いをします。

相談費用は無料です。また、相談内容の秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

（この事業は白石市から宮城県不忘園に委託して実施しています）

●受付場所
市役所第2会議室（2階）
□ 福祉事務所社会福祉係
☎ 22-1400
身体障害者療護施設 宮城県不忘園

10月は「高齢者雇用促進月間」です



高齢者の方々が長年培つてきた知識・経験を活かしながら、少なくとも65歳までは現役で働きつづけることができる社会を実現するため、高齢者雇用促進に対する皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

*この日程で申請できない方は、11月22日までに福祉事務所か市民譲で手続きを行ってください。
職業安定所（ハローワーク）☎ 25-3107

特別障害者手当・障害児福祉手当について

【加入できる方】

国民年金の被保険者で、保険料を納付していること。（20歳以上60歳未満の方）

【毎月の掛金は？】

【加入できる方】

ス400円となります。年金を請求した場合、付加年金（納付月数×200円）として上乗せされ、毎年支給されます。

繰上請求した場合には減額されます。（最大で30%）付加保険料は任意加入となりますが、手続きが必要です。農業者年金加入の方は、強制加入となっています。

【加入できる方】

付加年金は、選択する給付の型、口数及び加入時の年齢、男女の別による公的な年金制度です。

【加入できる方】

※掛金限度額
月額 68,000円以内

【加入できる方】

掛金は、全額、社会保険料控除の対象となります。

【加入できる方】

国民年金基金の問い合わせ先
宮城県国民年金基金

【加入できる方】

022-2215-3431

【加入できる方】

厚生労働省では、10月を「高齢者雇用促進月間」と定め、高齢者の雇用・就業を促進するための啓発活動を実施いたします。

【加入できる方】

（22-1400）まで。

■手当の種類

★特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

★障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

★障害児福祉手当

月額 26,860円

■手当額

★特別障害者手当

月額 14,610円

★障害児福祉手当

月額 14,610円